

# 中小企業向けの融資を行います

平成17年度 佐伯市中小企業向け制度資金

資金の名称	中小企業者振興資金	
	小規模企業者振興資金	
申し込み要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上佐伯市内に住所（法人は本店登記）及び事業所を有していること</li> <li>1年以上継続して事業を営んでいること</li> <li>市税（国民健康保険税を含む）を完納していること</li> <li>保証協会の保証対象業種を営んでいること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上佐伯市内に住所（法人は本店登記）及び事業所を有していること</li> <li>1年以上継続して事業を営んでいること</li> <li>市税（国民健康保険税を含む）を完納していること</li> <li>保証協会の保証対象業種を営んでおり、常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）であること</li> <li>市民税の所得割（法人の場合は法人税割）を賦課されており、納期内に税を完納していること</li> <li>保証協会から無担保無保証人保証以外の保証を受けていないこと</li> </ul>
資金使途	運転資金	設備資金
融資限度額	1,000万円	
融資利率	年2.0%（固定）	
償還期間	運転資金5年以内	設備資金7年以内(据置6か月以内)
償還方法	均等月賦償還	
信用保証	付する 保証料率 有担保保証 年1.11%以内 無担保保証 年1.21%以内 セーフティネット保証適用の場合、保証料は市が全額補給	付する 保証料率 年0.86%(個人) 年1.21%以内(法人) セーフティネット保証適用の場合、保証料は市が全額補給
連帯保証人及び担保	連帯保証人:原則として2人以上 担保:必要に応じて提供する	不要(法人の場合は代表者を連帯保証人とする)
取扱金融機関申込先	伊予銀行佐伯支店、大分県信用組合佐伯支店、大分銀行（佐伯・佐伯駅前・佐伯長島・鶴岡・蒲江の各支店）、大分信用金庫（佐伯・新屋敷・渡町台・鶴岡・海崎・弥生の各支店）、豊和銀行佐伯支店、宮崎太陽銀行佐伯支店	

(注)過去の保証付借入金を当初条件どおりに返済している事業者や、特に財務内容の優れた事業者については、表示の料率から0.05%~0.1%低い保証料率を適用します（小規模企業者振興資金は除く）。

《問い合わせ》本庁商工地域振興課商工係（☎22-3943）または各振興局商工労働観光室